

平成21年 第4回 築上町議会定例会会議録（第2日）

平成21年12月9日（水曜日）

議事日程（第2号）

平成21年12月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第78号 平成21年度築上町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第2 議案第79号 平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第3 議案第80号 平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第81号 築上町火葬場条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第82号 築上町職員の給与に関する条例及び築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第83号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例及び築上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第84号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第85号 築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第86号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第87号 築上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
（追加議案）
- 日程第11 議案第95号 平成21年度築上町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第12 議案第96号 平成21年度築上町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第13 意見書案第4号 後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書（案）について
- 日程第14 意見書案第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）について
- 日程第15 陳情第2号 2010年度教育条件整備陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第78号 平成21年度築上町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第2 議案第79号 平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第3 議案第80号 平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第4 議案第81号 築上町火葬場条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第82号 築上町職員の給与に関する条例及び築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第83号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例及び築上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第84号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第85号 築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第86号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第87号 築上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
(追加議案)
- 日程第11 議案第95号 平成21年度築上町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第12 議案第96号 平成21年度築上町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第13 意見書案第4号 後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書(案)について
- 日程第14 意見書案第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書(案)について
- 日程第15 陳情第2号 2010年度教育条件整備陳情書

出席議員(19名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 田原 宗憲君 | 2番 丸山 年弘君 |
| 3番 首藤萬壽美君 | 4番 塩田 文男君 |
| 5番 工藤 久司君 | 6番 塩田 昌生君 |
| 7番 成吉 暲奎君 | 8番 吉元 成一君 |
| 9番 西畑イツミ君 | 10番 西口 周治君 |
| 11番 有永 義正君 | 12番 田村 兼光君 |

13番 田原 親君
15番 宮下 久雄君
18番 平野 力範君
20番 繁永 隆治君
14番 信田 博見君
17番 武道 修司君
19番 中島 英夫君

欠席議員（1名）

16番 岡田 信英君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 竹本 正君
書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
会計管理者	吉留 久雄君	総務課長	吉留 正敏君
教育長	神 宗紀君	財政課長	渡邊 義治君
企画振興課長	加末 篤君	人権課長	松田 洋一君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
福祉課長	中野 誠一君	建設課長	田中 博志君
産業課長兼農業委員会事務局長			久保 和明君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	久保 澄雄君
会計課長	畦津 篤子君	総合管理課長	落合 泰平君
商工課長	吉田 一三君	環境課長	則行 一松君
学校教育課長	中村 一治君	生涯学習課長	田原 泰之君
監査事務局長	川崎 道雄君	環境課審議監	出口 秀人君

午前10時00分開議

議長（成吉 暲奎君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ただいまから議事に入ります。

日程第 1 . 議案第 7 8 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 1、議案第 7 8 号平成 2 1 年度築上町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。

議員（17番 武道 修司君） 早速、内容についてお聞きしたいと思います。

11 ページの総務費の中の無線放送施設費で、工事請負費の中で、整備工事費が 1,785 万円計上されています。この内容で、Jアラートという、緊急警報装置というか、いうものみたいなんですけど、内容がどういうものなのか、その Jアラートというのが、どういう場合にそういう、何ていうか、緊急の放送なり音を出すのか、どういうふうなところで対応されるのか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

それと、もう 1 点です、17 ページ。林業の振興費の中で、投資的補助金、木材加工の流通施設整備補助金という形で 1,193 万 8,000 円上がっています。これが、もうほぼ一般財源でということになっているわけなんですけど、こういう補助金なんですけど、県なり国からの資金的なものが、財源的なものがなかったのかどうなのか。これが、町単費の一般財源である必要性があったのかないのかをお聞きしたいというふうに思います。そして、その中身も一緒に教えてください。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。まず、最初にお尋ねの 11 ページの防災施設・防災設備工事費について、御説明いたします。

武道議員のお尋ねの中にもございましたように、この工事につきましては、通称 Jアラートと申しまして、国が国民に緊急通報を瞬時に伝達するというシステムでございます。

現在、緊急通報につきましては、まず、国から流れてくる情報は、消防防災のファクスを通じて 4 分程度県に届くのに時間がかかります。さらに、県から我が町、本町に届くのにまた 4 分程度かかっております。それから、町が住民の皆様には防災行政無線や広報車等を通じてお知らせするわけですが、これが、この Jアラートを整備いたしますと、国から本町のほうに 1 秒程度でその情報が届くということになります。町にその情報が届いた後は、現在の防災行政無線が自動起動いたしまして、5 秒から 2 3 秒程度で住民に防災行政無線でお知らせすることが可能になります。

現在、全市区町村、約 1,800 ほどございますが、既に、そのうち 211 団体がこのシステムを整備しておりまして、今回国の補助があるうちにこの整備をしようとするものでございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 産業課長。

産業課長兼農業委員会事務局長（久保 和明君） 産業課の久保です。先ほど、質問のありました木材加工流通施設整備事業補助金 1,193万8,000円につきましては、上毛町の貯木場と築上町のメタセに設置します木材販売施設、この補助金を合わせた金額でございます。

これにつきまして、豊築森林組合が事業主体となって設置するものでございます。事業としては、京築地区の京築ヒノキの展示並びに京築の豊築森林組合にまたがる山林の木材の集積場として、上毛町に貯木場を設置するものです。貯木場の面積としては、1万23.43平米、それと管理棟1棟、それと作業機械等の施設をそこに設置するということで、今年度の施設の完成に向けて計画をしております。

その中で、それとメタセの木材販売施設でございますが、これも、森林組合がメタセの現在臨時駐車場となっております築上町の町有地に施設を建てて、そして経営するというので、これも京築のヒノキのそういう柱等の林業の振興に向けまして、地域林産物の販売等そうした展示販売施設となっております。これは、一応森林組合で、国のほうで国の補助事業にのっとり整備をしております、国の補助金が販売施設で50%、市町村が上毛、豊前、築上町で2割の負担をしております。この2割が一応600万円になっておりまして、この2割の負担割合は、3市町の平等割30%と、山林面積割70%で負担をしております。築上町は41%で、232万2,000円、豊前市が37%、215万4,000円、上毛町が22%で152万4,000円となっております、合わせて600万円の負担をしております。そのうち、その補助金について、ここに上がっております。

それと、貯木場につきましても国の補助金が科目別に違いますので、46.6%、あと残りにつきまして、組合が33.3%、3市町で20%の負担をしております。その合計が2,484万6,000円となっております。それで、負担割も平等割が30%、山林面積割が70%、築上町で961万6,000円となっております。合わせまして、ここに上がっております1,193万8,000円の補助金ということで、森林組合が補助事業にのりつた事業で各市町で分担して補助を出しているという、そういう事業でございます。

以上です。

町長（新川 久三君） ちょっと、運搬料、ちょっと、運搬料の件で言うてください。

産業課長兼農業委員会事務局長（久保 和明君） それと、各山で切り出した木材につきましては、その施設、上毛町にあります、上毛町までの運搬料等につきましては、個人負担はなく森林組合で負担して引き取るという形になっております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（17番 武道 修司君） 何ちゅうかね、町というか、築上町と上毛町と豊前市が、約2割の負担を、全体の事業の約2割を負担をするというような話なわけなんですけど、上毛の分に関して、国からの助成というか、県なり入ってきた場合は、上毛町のほうが一たんそれを受けて対応されるのかなというふうに思うんですが、メタセの場合については、この築上町のほうに一たん、何ちゅうか、国からの助成金なり補助金なりが入ってきて、その上で処理をしないといけないんじゃないかというふうに思うんですが、この中には、その費用がないんですけどね、40数%やったですか。それはもう直接メタセにお金がお金というか、森林組合のほうに直接行くわけなんですけど、それとも町経由で処理をするんですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） もう簡単に言いますけど、事業主体が森林組合で、県から直接、補助金、森林組合へ行って、地元分担分を町と森林組合で出すと、その残りの20%を町が出すということです。

議長（成吉 暲奎君） 宮下議員、いいですか。宮下議員。

議員（15番 宮下 久雄君） 13ページ、民生費です。社会福祉協議会の運営補助金1,724万と、地域介護・福祉空間整備費等補助金1,135万8,000円と上がっております、大きな金額でございます。あと、年度も残りあんまりないわけですが、どういう関係の補助金になるかお伺いしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

福祉課長（中野 誠一君） 福祉課、中野です。13ページの件でございます。町社会福祉協議会の運営補助金は、当初半年分ということで、1,724万円計上しておりました。それで、今回計上しましたのは、残りの後年度分、後年度分といいますか、残りの半年分を1,724万円計上ささせていただいております。それから、本来、年間分当初計上すればよかったわけですが、当初半額だけ計上しておりましたので、こういう結果になっております。

それから、その次の地域介護・福祉空間整備等補助金でございますが、これは、平成18年の1月に、認知症高齢者のグループホームの火災がきっかけになりまして、小規模の福祉施設における防火管理態勢が見直されまして、平成19年に消防法施行令が改正されました。それによりまして、既存の自立避難困難者が入所する施設について、スプリンクラーの設置が義務づけられたところでございます。本町におきましては、この対象になる施設が具体的には、認知症の対象のグループホームが3施設ございます。そのうちの2施設から申請が上がってまいりましたので、今回計上させていただきました。これについては、もう町の負担金はございませんで、厚生労働省から直接1,135万8,000円参りまして、その分を法人に補助金とし

て交付します。残りの155万7,000円は、法人の負担というふうになっております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） いいですか。ほかにありませんか。西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） ページ11ページの、2款2項2目の13節の委託料に、システム改修委託料が計上されています。説明資料によりますと、納付書レイアウト変更に伴うものと書かれておりますが、このレイアウトを変更することによって郵便料金がどのくらい安くなるのか、わかれば教えてください。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

議員（9番 西畑イツミ君） あっ、それともう1ついいですか。続けて言います。

議長（成吉 暲奎君） はい。

議員（9番 西畑イツミ君） それから、ページ17ページ。6款2項2目19節の投資的補助金の、えっ、これ言ったですかね。（「言ったよ」と呼ぶ者あり）言ったですか、あっ、済みません。なら、それだけでいいです。ページ11ページだけでいいです。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

税務課長（椎野 義寛君） 税務課の椎野です。システム改修委託料を一応28万4,000円計上させていただいておりますが、これにつきましては、納付書のサイズをコンパクト、要するに今まで4.5インチの分を4インチに変えるってことで、今までの分での郵送の部分につきましては郵便料が定形外という形の部分でありましたので、今回そのサイズを変更することによりまして、郵便物すべてが定型内の郵便という形になるということがございます。それによって、一応年間約40万の郵便料が節約できるというふうに試算して、今回そういう形でシステムを、これは将来的にずっと同じになりますので、こういう形で計上させていただきました。

以上です。

議員（9番 西畑イツミ君） はい、わかりました。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） ページ14ページから15ページの衛生費の新型インフルエンザに対する助成金また補助金についての内容、大体どれぐらいの人数を予定しているのか、内容と、その下の15ページ、衛生費の中の5目13節のごみ処理業務委託料182万円についての説明をお願いいたします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

住民課長（遠久 隆生君） 住民課、遠久です。新型インフルエンザの補助金、4、1、2、予防費の19負担金、補助金でございますが、これは1,045万5,000円。これは町民税の非課税世帯と生活保護世帯、これ、全額 1回目は3,600円、2回目接種する場合は

2,550円。1回で済む場合の対象者と2回しなくちゃいけない対象者がおります。それで、2回すれば6,150円かかります。その方々のインフルエンザの補助金として1,045万5,000円計上さしていただいております。

それから、その下の、4、1、2、扶助費でございますが、15ページの上のほうの分は、新型インフルエンザ予防接種助成金。これ、県外で、非課税世帯、生活保護世帯の方が県外で接種された場合に補助するという形で29万円計上さしていただいております。

それから、その下の新型インフルエンザ予防接種助成金で、これ、町単独分でございます。これは、1歳から15歳、中学生、中学3年生までの生徒、学生ですかね、この方々を、2,000円を上限としまして2,520名分、それから妊婦さんが160人分を計536万と。これはもう町独自としての助成として計上さしていただきました。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） ほかに。担当課長。

環境課長（則行 一松君） 続きまして、環境課の則行です。15ページ、清掃費の中の5目ごみ処理費のごみ処理業務委託料ですけれども、182万円計上さしていただいております。これにつきましては、廃プラとか、それとか処理困難物並びに有害ごみ、こういうものが最近ふえております。例を申しますと、CDの普及によりますカセットテープとかそういうものが増大しております。それと、有害ごみにつきましては電池類とか、こういうものがふえておりまして、これに係る処理料及び運搬料の補正でございます。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。中島議員。

議員（19番 中島 英夫君） 16ページの負担金のところに、広域農道の整備の負担金がありますね、県の負担金、651万だったと思いますが、この請求の内訳、内容をですね、担当課長でいいと思うんですけど、産業課長か建設課長でいいんですけども。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

産業課長兼農業委員会事務局長（久保 和明君） 産業課の久保です。この内訳は、全体は把握しておりませんが、この651万円の負担金の計上につきましては、現在道路の工事をしておりまして、のり面の保護の工事について増嵩があったということで、その工事費の1割、10%を町の負担で上げております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 中島議員。

議員（19番 中島 英夫君） 私の質問は、今、地方の知事会は、国には相当厳しく請求しておるでしょ。ですから、県のほうは、一般質問で私もしますけれども、ただ、簡単に聞いた

いのは、内訳の人件費あたりが含まれておるか、1割負担ということはわかつとるんですよ、だれも知つとる、議員みんな知つとると思います。ただ、県のほうの対応は、651万円のうちにどんな請求の、県の人件費が含んでおるんじゃないですかと、それを聞いたかったわけです。あとのやつはもう要りません。わからんなら、わからんでいいですよ。私、わからんなら、わからんで、それで結構です。それ、教えてください。

議長（成吉 暲奎君） それでよろしいですか。担当課長。

産業課長兼農業委員会事務局長（久保 和明君） それを今回整理しまして、また御報告いたします。

議員（19番 中島 英夫君） いや。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 私も、昔、担当してまして、これ、事務費部分も入って、工雑とか全部入っておるんで、この中から人件費も少しは払われておると思います、全部が人件費じゃございませんけど。

議長（成吉 暲奎君） 中島議員。

議員（19番 中島 英夫君） 私は、町長、本会議で聞きますからね、さわりだけ言つとるんです。これについて、担当課長のほうが受けとるときに、県のほうが詳細な説明を、資料を なして651万円になりましたということ、従来と変わった、県が詳細な丁寧な説明を持ってきたのかと、ただそれだけを聞きよるんです。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

産業課長兼農業委員会事務局長（久保 和明君） 産業課の久保です。そこまで内容については報告を受けておりません。

以上です。

議員（19番 中島 英夫君） いや、いいですよ。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。ほかにございませんか。平野議員。

議員（18番 平野 力範君） 同じく16ページ、6款1項3目の築上町食育推進協議会委員報酬。事業内容をちょっと説明願います。

それから、15節の工事請負費の農業施設維持補修工事448万6,000円、これの内容をお教え願います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

産業課長兼農業委員会事務局長（久保 和明君） 6、1、3の1、築上町食育推進協議会委員報酬の16人分を上げております。これは、当初築上町食育基本計画の策定に伴いまして、協議会を開催しております。5回のその中で、策定に向けて委員の協議を行っておりますが、

5回で終了予定でしたが、その中の内容いろいろ検討課題がございまして、3月までにもう1回、現在4回しておりますが、もう2回開催する必要があるということで、委員会の開催の委員費の費用弁償を今回上げさせていただきます。で、策定に向け、策定が終わりましたら、食育基本計画については公表できると思います。

以上です。それと.....

議長（成吉 暲奎君） 工事請負費。

産業課長兼農業委員会事務局長（久保 和明君） 15節の工事請負費448万6,000円につきましては、現在農業公園の液肥施設の中に堆肥製造施設がございまして、その施設の攪拌する部分が故障いたしまして、それを復旧するために448万6,000円の修理代が必要ということで、今回上げさせていただきます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（18番 平野 力範君） 食進、食育推進のほうは結構ですが、わかりましたが、15節のほう、農業施設の堆肥をつくる施設の中の攪拌、ローターっていうんですか、それが故障したっていうのは聞いておりましたけど、原因は何だったんですか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

産業課長兼農業委員会事務局長（久保 和明君） 産業課の久保です。原因は、施設ができて長期間使っていたということもありますし、耐用年数がもう既に来ておりました関係上、堆肥等のそういった金属さびが原因で欠落したということをお聞きしております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（18番 平野 力範君） 使用、疲労による腐食ということも、耐用年数も来るといいうことを、今お聞きしたんですけど、こういうものは、何ですか、加工しない、プロペラっていうんですかね、それ自体を加工するっていうような技術はないんでしょうか。だけ、そうしないと、塩分がかなり、もう、海の近くですし、しかも堆肥の中にはかなりの塩分が含まれているというようなことがありますんで、こういう、ただ交換するっていうんじゃなくて、将来とも長期間維持できるようなそういうことは検討されたのか、また液肥のほうは分析、毎年、肥料分析等されているようなことは聞いていますけど、堆肥のほうは、肥料分析とかそういう塩分濃度とか定期的に測定しているのかどうか、その辺、今2点お答え願えれば、わかる範囲内でお答え願います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

産業課長兼農業委員会事務局長（久保 和明君） 施設の修繕につきましては、現在見積もり

等で、現況復旧の見積もり等で一応、計上させていただいています。そこ辺の腐食の問題が、修繕で解決できるのかどうかというのは検討しながら修繕を行いたいと思います。

それで、堆肥、液肥については、議員さんの言われるように、肥料の成分についてはしておりますが、堆肥は、はっきりと言えませんが、成分の試験はやってないと思います。

以上です。

議員（18番 平野 力範君） 分析、今後検討してください。

産業課長兼農業委員会事務局長（久保 和明君） はい。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。信田議員。

議員（14番 信田 博見君） 15ページの最後でございますが、火葬場費の光熱水費。これは、新火葬場の予算ですか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

環境課長（則行 一松君） 環境課、則行です。12月20日から新しく稼働いたします新しい火葬場の、主に電気代でございます。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（14番 信田 博見君） 19日に完成するというか、落成式が行われるようでございますけども、その運営の仕方とか、わかればちょっと教えていただきたいんですけど。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

環境課長（則行 一松君） 環境課、則行でございます。運営につきましては、現在の火葬場につきましては、嘱託職員を2名雇用いたしまして、火葬業務を行っております。

今回20日から切りかえます新しい火葬場につきましては、9月の補正予算で、火葬場の委託料というものを予算計上させていただきまして、炉の施工業者のところで火葬業務を行うように民間委託をいたしております。通常的には、同じく、人員が2名ということで対応をいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（14番 信田 博見君） 人員2名というのは、職員。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

環境課長（則行 一松君） 環境課、則行です。民間委託をしました、その民間業者からの職員が2名で対応をいたします。

以上です。

議員（14番 信田 博見君） わかりました。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第78号は、厚生文教、産業建設、総務、それぞれの委員会に付託いたします。

・ ・

日程第2．議案第79号

議長（成吉 暲奎君） 日程第2、議案第79号平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第79号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

・ ・

日程第3．議案第80号

議長（成吉 暲奎君） 日程第3、議案第80号平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第80号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

・ ・

日程第4．議案第81号

議長（成吉 暲奎君） 日程第4、議案第81号築上町火葬場条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第81号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

・ ・

日程第5．議案第82号

議長（成吉 暲奎君） 日程第5、議案第82号築上町職員の給与に関する条例及び築上町職

員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 8 2 号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第 6 . 議案第 8 3 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 6、議案第 8 3 号築上町特別職の職員の給与等に関する条例及び築上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 8 3 号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第 7 . 議案第 8 4 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 7、議案第 8 4 号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 8 4 号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第 8 . 議案第 8 5 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 8、議案第 8 5 号築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 8 5 号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第 9 . 議案第 8 6 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 9、議案第 8 6 号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。

議員（17番 武道 修司君） ちょっと、確認をさせていただきたいと思います。条例を今回出しているわけなんですけど、実際、もうトイレができて使える状況になっていると思うんですけど、現在、使用はもう許可されてるんですか。それとも、この条例ができてからじゃないと使用させないということになっているのかをお聞きしたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。 産業課長、どうですかね。

産業課長兼農業委員会事務局長（久保 和明君） この業務につきましては、農業公園のほうに管理委託してもらっております。それで、いろんなスポーツ等、催しがあります折には、常時……（発言する者あり）今は、使っていると思います。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（17番 武道 修司君） 今、ちょっと、「思います」ということなんで、ちょっと、確認をしてください。

先週もちょっとアグリパークのほうでイベントあるし、今週またアグリパークのイベントがあります。もし、使えないようにしているならば、早急に使えるようにしてやっていただきたいなというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 町長。

町長（新川 久三君） 先般、子供会の駅伝、マラソン大会ありましたから、一応もうでき上がっておるんで使わせました。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。 ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 8 6 号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

. .

日程第 1 0 . 議案第 8 7 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 1 0、議案第 8 7 号築上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 87 号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

ここで追加議案です。

お諮りします。日程第 11、議案第 95 号の平成 21 年度築上町一般会計補正予算（第 6 号）については、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

議員（5 番 工藤 久司君） 動議、異議あり。

議長（成吉 暲奎君） はい、動議ですね、はい。

議員（5 番 工藤 久司君） この予算につきましては、議案につきましては、見たら、弁護士委託料 250 万となっております。私ら、全然、その 250 万の意図もわかりませんし、最低、委員会ぐらいに付託してするのが筋ではないかなと思いますので、動議を提出いたします。

議長（成吉 暲奎君） ただいま工藤議員から議案第 95 号について、委員会付託を省略することに対し異議がありました。

この動議に対しまして、1 名以上の賛成者が必要でございます。ほかに賛成者はいますか。

はい、賛成者がいます。この動議には 2 名以上の賛成者がおりますので、成立しました。

委員会付託する動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。（発言する者あり）動議の。もう 1 回言いましょうか。（発言する者あり）はい。この動議は 2 名以上の賛成者がおりますので、成立しました。委員会付託に対する動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） 着席ください。可否、同数です。したがって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定により、議長採決とします。

議長は、本案に対し否決です。

以上であります。（発言する者あり）動議に対して否決です、はい。（発言する者あり）

それでは、続けます。

日程第 11 . 議案第 95 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 11、議案第 95 号平成 21 年度築上町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊総務課長。

財政課長（渡邊 義治君） 財政課です。

議長（成吉 暲奎君） あっ、済みません、会計課長ですか。

財政課長（渡邊 義治君） 財政課です。

議長（成吉 暲奎君） 済みません、失礼しました。渡邊会計課長です。（「財政課長です」と呼ぶ者あり）財政課長です。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第95号平成21年度築上町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成21年度築上町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出する。平成21年12月9日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 本議案は、21年度築上町一般会計補正予算（第6号）でございますが、数値にはこの予算総額は以前と変わりございません。というのが、内容は、船田集会所移転補償費の賠償請求訴訟に係る弁護士費用ということで、予備費を一応、いわゆる弁護士費用に使わせていただくというふうなことで、科目の振りかえを、一応予算上さしていただいたものでございます。

内容といたしましては、3,200万円部落解放同盟のほうに移転補償として支払ったものを、町は新川久三に請求せよという、こういう訴訟でございます。そういうことで、弁護士費用ということで、既に訴訟されておりますんで、弁護士に着手料をすぐに払わなければ、この裁判片づいていかないというふうな形になりますんで、急遽提案をさしていただいたとでございますし、なお、補正予算に間に合えばよかったんですけど、当初の補正予算には間に合わなかったという現状でございますんで、きょう提案をさしていただいたと、こういう次第でございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。武道議員。

議員（17番 武道 修司君） その経緯がちょっとよくわからないというか、その3,200万円が正当な、全然おかしくない資金であれば、別に、町が町長に請求する必要もなければ、ちゃんと支払って全然おかしい問題ではないんです。ただ、それが正しいのか、正しくないのか、不当なのか、不当じゃないのかというところの説明責任を、町長がしっかりとしてなかったのではないかと、私、思うんです。

昨年、この予算が出たときに、私が委員会的时候、常任委員会の中で町長に質問したときに、根拠があると言えばある、ないと言えないという回答したんです。県のほうが査定をして、県のほうから来た資金を町が払う、その中で、しっかりとした根拠は、当然ないと払えないわけなんです。そういうふうな、いいかげんな発言をしたりとか、ちゃんとした説明責任をしてないから、こういうことが起きたんじゃないかと私は思ってるんです。今回のこの問題のこの資金は、ちゃんとした形の中で、過去いろんな歴史の中で、いろんな流れの中で出てきた資金

だろうと思ってるんです。町長が、しっかりと答弁をしておけば、新聞の中で大きく報道されたりとか、こんな訴訟が起きたりとかいうことが、私はなかったのではないかと思ってるんです。町というか、町執行部は、町長は、特にこの差別問題に関しては、積極的になくしていかないといけないという立場なんです。こういうふうな問題だからこそ、しっかりと説明をしていってやらなければいけないのを、いかにも中途半端な話をしたばかりに、逆に大きな差別を、町が、町というか住民に、引き起こすような結果を巻き起こしたのではないかと私は思ってるんです。で、こういうふうな予算の中で、厳しい状況の中で訴訟が起きて、250万という予算を、その弁護士費用に使わないといけないということなんです。その弁護士費用を使わなくても、もう一度しっかりと、その訴訟を起こした人に説明をして取り下げてもらおうという行動をされたんですか。それとも何もしなくて、訴えられたから、「はい、はあ、弁護士に」ちゅうようにしたんですか。もう少し、この予算を使わなくてもいい努力を、私はすべきではないかというふうに思うんですが、そういうふうな努力をされたのかをお聞きしたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 原告3名については、接触はしておりません。最初からそういう気持ちで本人たちは訴えるということではなかったんで、全くそれはしておりません。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（17番 武道 修司君） はい、これ、私が、ちょっと、うわさというか、人から聞いた話なんで、はっきりしたことわからないんですけど、原告の人たちは、町のほうに説明を求めたと、ところが、町が一切かけ合わなかったと、説明もしなかったと、いうふうに私聞いてるんですよ。これも、本当のことかわかりませんよ。聞いて、教えなかった。情報公開とかいろいろとありますけど、ちゃんと、私は教えるべきだろうし、ちゃんと説明するべきだろうと思うんです。結局、私が議会のときに、今年の委員会のときに、その根拠を聞いたときも、あるっちゃある、ないっちゃないっちなようなそんないいかげんな答弁と、結果的、今回も同じようなことじゃないんですか。だから、こういうふうな訴訟が起きたのではないかと思うんですけどね。ちゃんと接触をして、同じ住民の人なんですから、ちゃんと接触をして説明をして、それでも納得がいかないちゅって、訴訟になったんなら私は理解できるんです。だから、もう一度接触をして、もう一度、これが本当におかしくないんだよという説明を、おかしくないから払ったんでしょから、おかしくないんだよと、全然問題ないんだよという説明をもう一回やって、この訴訟をおろしてもらって、その250万のこの弁護士費用を払わないように、ちょっと努力していただきたいと思うんですが、その点どう思われますか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 原告の人には、私会ったことがございます。説明もしたことございませうけれど、もう話しても、どうしても納得してもらえないということで監査請求があり、そして、監査のほうからは却下という形の結果が出て、訴訟に本人たちは踏み切ったと、こういう状況でございますんで、訴訟されれば、これはちゃんと応訴、町はすべきだろうと考えておりますんで、当然弁護士も雇用してやらなきゃいかんだろうと、このように考えとる次第でございますんで、これはもう、行政裁判という形になれば、当然どこの市町村もこういう形でやっておるわけでございますんで、これはもうやむを得ない措置だろうと私は考えておると、私も間違った形で解放同盟のほうに支出をしたわけではございませんというふうに、ちゃんと、これは、いろんな機会を通じ、そして広報等を通じながらちゃんと私は説明をしてきておりますし、それでも納得のいかない方々は訴訟という形になった。まあ、監査請求をやって監査で却下されれば、またそれはそれで訴訟という最後の司法の手続に入ってくるのではなかろうかなと。これは想定される問題でございますけど、これはいたし方ない現象だと私は認識しております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（17番 武道 修司君） いや、いいです。

議長（成吉 暲奎君） いいですか。

議員（17番 武道 修司君） はい。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（18番 平野 力範君） ちょっと私は資料を要求したいんですけど。訴状を見てないで、この弁護士に委託しますからという、それ、私たちに根拠が何にもないんです。だから、判断する根拠もない。訴状を、少なくとも資料として我々に提供すべきじゃないかなと思うんですが、できますか。

議長（成吉 暲奎君） 総務課長、いいですか。だれです、担当課長。人権課長。

人権課長（松田 洋一君） 人権課、松田です。訴状は、福岡地方裁判所のほうより、人権課のほうに届いております。訴状ですので、これを見しても構わないんじゃないかというふうに思ってます。資料要求されれば、要求にこたえます。（「議長即決やけ今、資料使うんです」と呼ぶ者あり）はいじゃあ、準備します。

議長（成吉 暲奎君） はい。それでは、5分間ほどちょっと休憩いたします。間に合いますか。10分にしましょうか。

人権課長（松田 洋一君） 10分をお願いします。

議長（成吉 暲奎君） はい、じゃあ、10分間休憩いたします。

午前10時50分休憩

.....
午前11時10分再開

議長（成吉 暲奎君） よろしいでしょうか。

それでは再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） 済みません、マスクをとります。

反対の討論いたします。町長自身が、部落解放同盟豊前築上地区協議会に移転補償費を支払ったことが、地方自治法238条の4第1項に違反していると思います。移転補償費をやったことは町長に責任があり、裁判の原因はそこにあるので、裁判費用は認められません。

以上が反対の理由です。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（18番 平野 力範君） 私も反対の意見を述べさせていただきます。（発言する者あり）賛成、先とる。

議長（成吉 暲奎君） それでは、ちょっと平野さん、ちょっと待ってください。はい、じゃあ、賛成意見のある方。宮下議員。

議員（15番 宮下 久雄君） この移転補償費の件は、議会で本当に慎重に審議しまして、反対1名で可決した、反対3名やったかな、可決したものでございます。

この内容は、私も役場に入った当時、同対審、答申が出ておりました。その後、措置法が出た、そういう流れの中での解放の運動の一環でございます。豊築で共同してつくった事務所でございます。自分たちは、職員のと きも、豊築地協の事務所という理解をしておったものでございます。その中で、この移転補償費ということが今回出てきたことでございまして、本当に論議しながら審議した結果、町議会では可決ということになったものでございます。そういうことでありますので、いささかもおかしい決定をしたとは思っておりませんので、今回の議案につきましても賛成をいたします。

議長（成吉 暲奎君） 反対意見の方。平野議員。

議員（18番 平野 力範君） 私は、前回賛成しておりますので、反対意見をきちんと述べたいと思います。

前回の説明では、土木事務所の支出によるもので何ら違法性はないという説明で我々も賛成したわけですが、ただ、その後の新聞報道等によると、県の地方支援課の意見、または大阪で

の判例等によって、そういう支出は違法ではないかという疑いが非常に濃いということを見聞きしまして、我々の判断自体が誤っていたと思われま。それで、それによって、今度の裁判に係る弁護士費用は、違法性が認められるという支出に対する弁護士費用は、私も反対したいと思います。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 本案件に対して賛成の立場で討論いたします。

今、平野議員から指摘されました大阪の事案を出していましたが、大阪の事案の場合、平野さん勉強されてないんだなと思いました。というのは、大阪の場合は、1つの、例えば公民館の中の1室を契約して借りとったわけです。そういう関連で、もう出てくれという裁判で解放同盟が負けたという状態で、この豊前築上地区のその建物とは全く異なった状態の中の裁判だったと、私はこういうふうに把握しております。これはもう調べてもらえればわかると思います。

それと、訴状は、被告人築上町長新川久三様で来ています。これ、築上町で起こったことを、町長としての責任において訴訟されているわけですから、議会が承認して通したことでされていますし、これ、町長が自分で支払いしますというなら別なんですけれども、これについては、争う姿勢を見せてますんで、町としてこの裁判費用を出すことについては違法ではないと私はこういうふうに思っていますので賛成いたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより、議案第95号について採決を行います。議案第95号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） お座りください。

起立多数です。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第12．議案第96号

議長（成吉 暲奎君） 日程第12、議案第96号平成21年度築上町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第96号平成21年度築上町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成21年度築上町一般会計補正予算

(第7号)を別紙のとおり提出する。平成21年12月9日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第96号は、平成21年度築上町一般会計補正予算(第7号)についてでございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額102億1,902万4,000円に2,854万8,000円を追加いたしまして、総額を102億4,757万2,000円と定めるものでございます。

内容は、農村環境整備事業、これは県単事業でございますが、140万円一応計上させていただいております。

それから、特定防衛施設周辺整備の調整交付金、9条でございますが、これを2,714万8,000円計上させていただいております。なお、国と県の内示がおくられまして、補正5号の編成に間に合わなかったんで、今回追加をさせていただいたところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第96号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第13．意見書案第4号

議長(成吉 暲奎君) 日程第13、意見書案第4号後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書(案)についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。竹本議会事務局長。

事務局長(竹本 正君) 意見書案第4号後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書(案)について、上記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成21年12月9日提出、提出者、築上町議会議員西畑イツミ、賛成者、築上町議会議員首藤萬壽美、同じく塩田昌生。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) それでは、西畑イツミ議員に説明を求めます。

議員(9番 西畑イツミ君) 後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書(案)について申し上げます。

民主党は8月の総選挙で、年金で差別する制度を廃止して、医療制度に対する国民の信頼を

高めると、廃止を公約しました。昨年6月には、民主党、共産党、社民党、国民新党の4野党が共同し、参議院で成立させました。廃止法案は、ことし4月には、もとの老人保健制度に戻す内容でした。それが、政権につくと、態度が後退しています。75歳で人を区別する、信じられない発想、と鳩山首相も言っております。後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、老人保健制度に戻すとともに、必要な財政措置を行うよう求めます。

全会一致で御採択くださいますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています意見書案第4号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第14．意見書案第5号

議長（成吉 暲奎君） 日程第14、意見書案第5号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。竹本議会事務局長。

事務局長（竹本 正君） 意見書案第5号改正貸金業法の……あっ、申しわけございません。済みません、お手元の発議のタイトルが、「改正化」ですが、「化」は、済みません、訂正してください。改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）について、上記意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成21年12月9日提出、提出者、築上町議会議員西口周治、賛成者、築上町議会議員信田博見、同じく武道修司、同じく中島英夫。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） それでは、西口周治議員、説明を求めます。

議員（10番 西口 周治君） 今の、事務局が申しましたけれども、表題の改正、「化貸金」の「化」と「資」を「貸」という字へ、内容のほうの意見書（案）のほうに関しましては正解の字をもってしております。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）でございます。

改正貸金業法案は成立しております。政府は多重債務者本部を設置して、同本部は多重債務相談窓口の拡充、セーフティーネット貸し付けの充実、ヤミ金融の撲滅、そして、金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを作成しております。

これからも、もっともっと強固な中で、この法案が速やかに全国に進められるようにする意見書案でございます。

よろしく御審議の上、御採択よろしくお願ひいたします。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています意見書案第5号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第15・陳情第2号

議長（成吉 暲奎君） 日程第15、陳情第2号2010年度教育条件整備についてを議題とします。

ただいま議題となっています陳情第2号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

これで、議案質疑及び委員会付託は終了いたします。

なお、議案に対する資料要求があれば、事務局に所定の様式で申し出てください。

議長（成吉 暲奎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これで散会いたします。御苦労さんでございました。

午前11時24分散会